平成２２年（フ）第１９５１号
仙台市太白区鈎取本町２丁目４番30号
ファーテェイルアース101
破産者　奥田　正美
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目10番地19　メゾンエストレーラ１－Ａ、前住所茨城県龍ケ崎市小柴３丁目１番地５　タウンヒル小柴Ｂ棟102号室
破産者　直井　健夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２４号
神奈川県秦野市曽屋3627番地の19、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市曽屋２丁目６番11号　葛葉コーポ103号
破産者　丸茂佳余子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６５号
新潟市南区新山崎町１丁目2415番地14
破産者　山崎　俊哉
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６８号
金沢市中央通町20番３号
破産者　供村　章一
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
石川県かほく市内日角西111番地、従前の住所石川県かほく市内日角ト82番地
破産者　髙平　成代
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
石川県加賀市潮津町タ116－３、住民票上の住所石川県小松市八里台33番地９
破産者　石綿まゆみ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２９８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字丙西屋敷１番地
破産者　後藤　　洋
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５３５号
愛知県稲沢市祖父江町三丸渕南矢留86番地１
破産者　若松　明広
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２０４号
京都府向日市鶏冠井町荒内34番地の１
破産者　日比野　寛
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９７号
京都府長岡京市滝ノ町１丁目３番15号
破産者　佐々木忠治
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
和歌山市湊北町１丁目33番地
破産者　青雲堂こと　青島　光夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
和歌山市善明寺102番地
破産者　下﨑　　瞳
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
広島県三次市三良坂町三良坂1222番地
破産者　東條　一夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９６２号
埼玉県草加市青柳３丁目34番10号
破産者　株式会社タカモリ
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７５号
埼玉県川口市弥平１丁目14番３号
破産者　株式会社柳沼移設
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
青森県五所川原市字末広町30番地43
破産者　株式会社桑田建設
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
栃木県大田原市末広３丁目2997番地14　カレント静Ａ202、前住所栃木県矢板市荒井340番地６
破産者　田島　智明
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部